

芽室町生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、その減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入する者に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 町の可燃・不燃ごみ収集区域内に居住している者
- (2) 容器を適正に維持、管理できる者
- (3) 本町が徴収する税、使用料等を滞納していない者（世帯員を含む。）

(補助対象となる容器)

第3条 補助の対象となる容器は、コンポスト容器その他生ごみを堆肥化するための容器とする。ただし、紙製等の簡易なものは対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金額は、容器の購入費用に10分の3を乗じて得た額とする。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第5条 容器は、同一年度内に1世帯につき1台の補助とする。

(補助対象容器の販売店舗)

第6条 補助対象となる容器を販売する店舗（以下「販売店舗」という。）は、芽室町の行政区域内に所在するものとする。

(補助金交付申請及び補助金交付決定通知)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、申請内容を審査の上、当該年度の予算の範囲内で補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付する。

(容器の購入)

第8条 申請者は、販売店舗において申請年度内に購入するものとする。

(購入の報告)

第9条 申請者は、補助金実績報告書（第3号様式）に販売店舗が発行する領収書を添付し、町長に報告するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条による補助金実績報告書を受けたときは、内容を審査し、補助金交付額確定通知書（第4号様式）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 交付する補助金は、申請者が指定する口座への振込み又は、めむろポイントカード会が発行するMカードのMポイントとする。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(令和 5 年 4 月 26 日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(令和 7 年 6 月 2 日決定)

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 8 年 4 月 2 日決定)